

鹿児島労働基準監督署発表
令和6年12月6日

令和6年12月6日

【照会先】

鹿児島労働基準監督署

○副 署 長 田原 宗治

第一方面主任監督官 清水 孝則

(電話) 099 (803) 9641

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検 ～労災かくしの疑い～

鹿児島労働基準監督署（署長 池濱 輝生）は、本日、株式会社住研^{じゅうけん}及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで鹿児島地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和3年7月18日、指宿市内の工事現場内で発生した休業4日以上^{じゅうぎょう}の労働災害に関し、遅滞なく、鹿児島労働基準監督署長に対して労働者死傷病報告書を提出しなかった疑い。

1 被疑者

(1) 株式会社住研

所在地：鹿児島県指宿市西方

事業内容：建築工事業

(2) 代表取締役 A

2 違反条文

被疑者株式会社住研、被疑者 A とともに、労働安全衛生法違反
同法第100条第1項（報告等）

労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）

同法第120条第5号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 被疑内容

労働安全衛生法では、労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされていますが、被疑者 A は、被疑会社が請け負った指宿市

内の工事現場内において、令和3年7月に、労働者Bが4日以上 of 休業を要する負傷をする労働災害が発生したのに、遅滞なく、鹿児島労働基準監督署長に対し労働者死傷病報告書を提出しなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

労災かくしとは、労働災害の発生に関し、その発生事実をかくすため労働者死傷病報告書を提出しないこと及び虚偽の内容を記載して提出することをいいます。なお、労働安全衛生法が労働者の業務上の負傷等について事業者に対して所轄労働基準監督署長への報告を義務付けているのは、労働基準行政として災害発生原因等を把握し、当該事業場に対し同種災害の再発防止対策を確立させることはもとより、以後における的確な行政推進に資するためであり、労働災害の発生状況を正確に把握することは労働災害防止対策の推進にとって重要なことです。

また、労災かくしの排除は、毎年の労働行政の重点対策の一つとして、継続的に周知指導を行っているところであり、本件のように、労災かくし事実が明らかとなった場合には、厳正に対処しているところです。

【参照条文】

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

第百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

（第2項～第3項 略）

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

（第一号～第四号 略）

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。